

令和3年

第1回市議会定例会 議案第42号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例（令和2年函館市条例第8号）の一部を次のように改正す
る。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り，「講ずるよう努めな
ければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「，保育士または学校教育法（昭和22年法律
第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者，
同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常
の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によ
りこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大
臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上障
害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経
験者」という。）」および「，保育士または障害福祉サービス経験者」
を「または保育士」に改め，同条第2項中「において日常生活」を「に
おいて，日常生活」に，「，機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」
に改め，「）を」の後ろに「，日常生活および社会生活を営むために医
療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基
づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24

年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師,助産師,看護師または准看護師をいう。以下同じ。)を,それぞれ」を加え,同項後段を削り,同項に次のただし書を加える。

ただし,次の各号のいずれかに該当する場合には,看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により,看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ,当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において,医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条および第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し,当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条および第79条において同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において,医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条および第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し,当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条および第79条において同じ。)を行う場合

第6条第7項を同条第8項とし,同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に,「,保育士および障害福祉サービス経験者」を「または保育士の合計数」に改め,同項を同条第7項とし,同条第5項中「,保育士または障害福祉サービス経験者」を「または保育士」に改め,同項を同条第6項とし,同条第4項を同条第5項とし,同条第3項各号列記

以外の部分中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員または看護職員（以下この条、次条および第79条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項中「日常生活」を「，日常生活」に、「には，」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の後ろに「，日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を，それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を

同条第7項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」の後ろに「および第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員および保育士の総数の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。

第7条第3項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

第24条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改める。

第28条第5項中「会議」の後ろに「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第38条各号列記以外の部分中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化

等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条第3項中「前2項」を「第1項および第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の後ろに「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第60条第1項第1号中「、保育士または障害福祉サービス経験者」を「または保育士」に改め、同条第3項を削る。

第77条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第79条第1項第1号中「、保育士または障害福祉サービス経験者」

を「または保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「には、機能訓練担当職員を」を「には機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合

第79条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士および障害福祉サービス経験者」を「または保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士または障害福祉サービス経験者」を「または保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供

を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当た
る場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員または保育
士の合計数に含めることができる。

第 8 6 条第 1 項第 1 号中「，保育士または障害福祉サービス経験者」
を「または保育士」に改め、同条第 3 項を削る。

第 9 1 条第 2 項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）もしくは大
学院において」に改め、「学科」の後ろに「，研究科」を加える。

第 9 7 条中「第 3 9 条」の後ろに「，第 3 9 条の 2」を加える。

第 1 0 2 条中「第 3 9 条」の後ろに「，第 3 9 条の 2」を加え、「第
4 4 条中」を「第 4 4 条第 1 項中」に改める。

第 1 0 3 条第 1 項中「，第 2 項および第 4 項，第 7 条」を「から第 3
項までおよび第 5 項，第 7 条（第 3 項および第 6 項を除く。）」に，「
第 2 項および第 4 項，第 9 1 条第 1 項」を「から第 3 項までおよび第 5
項，第 9 1 条第 1 項」に，「指定児童発達支援の」とあるのは「指定
通所支援の」と，同条第 4 項」を「同条第 3 項および第 5 項」に，「
同条第 2 項および第 3 項」を「，同条第 2 項および第 4 項」に，「指定
通所支援」と，同条第 4 項」を「指定通所支援」と，同条第 5 項」に，
「同条第 5 項」を「同条第 7 項」に，「同条第 6 項」を「同条第 8 項」
に，「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」
と，同条第 4 項」を「同条第 3 項および第 5 項」に改め、同条第 2 項中
「第 6 条第 5 項および第 7 9 条第 5 項」を「第 6 条第 6 項および第 7 9
条第 6 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 4 年
3 月 3 1 日までの間、この条例による改正後の函館市指定通所支援の
事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「
新条例」という。）第 3 条第 4 項および第 4 6 条第 2 項（第 5 9 条，

第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条の2(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第42条第2項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第45条第3項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(従業者の員数に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(以下「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第6条第1項および第6項の規定にかかわ

らず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第7条 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第6条第3項および第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「または保育士」とあるのは「、保育士または学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「または保育士の合計数」とあるのは「、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

第8条 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第9条 この条例の施行の際現に旧条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新条例第60条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第10条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第60条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

第11条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第79条第1項および第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第12条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第79条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中

「または保育士」とあるのは、「保育士または障害福祉サービス経験者」とする。

第13条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第79条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「または保育士の合計数」とあるのは、「保育士または障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

第14条 この条例の施行の際現に旧条例第86条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第86条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第15条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第86条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の一般原則、人員の基準等に関する規定を整備するため